

「市営西蔵町住宅敷地における市立認定こども園整備」に関する説明会議事録

日 時	平成30年10月2日(火) 19:00~20:30	
場 所	竹園集会所	
出 席 者	こども・健康部長 教育委員会管理部長 こども・健康部子育て推進課長 こども・健康部主幹新制度推進担当 教育委員会管理部管理課長 都市建設部建築課長	三井 幸裕 岸田 太 伊藤 浩一 和泉 みどり 山川 範 尾高 尚純
事 務 局	こども・健康部子育て推進課 教育委員会管理部管理課	
参 加 者 数	7人	

1 次第

- (1) 開会
- (2) 説明
- (3) 質疑応答
- (4) 閉会

2 配布資料

当日配布資料

3 議事録

(事務局和泉) 西蔵の認定こども園の基本設計(案)について説明いたします。資料1をご覧ください。園舎は2階建てで、日当たりのよい南側に園庭を広く取るような形で設計しています。敷地につきましては、およそ4,800㎡程度を認定こども園として活用できると見込んでいます。床面積は1階と2階と屋上の階段室部分を合わせまして、1,982㎡です。西蔵認定こども園の特徴としましては、敷地の広さを活かし、屋外で思いっきり子どもが遊べるよう、1階西側部分に子育て支援室を設け、また、ニーズの高い一時預かり事業の専用スペースを設けています。子育て支援室につきましては、現在、呉川町の福祉センター内において室内で遊ぶ事業を行っていますが、西蔵認定こども園では屋外遊びを中心としてすみ分けをいたします。また、駐車場は19台程度、駐輪場は40台程度設けることとしています。

園舎につきましては、今回の基本設計案を検討するにおいて特に重要視し

たこと5点を説明させていただきます。まず、1点目は、図面中央上あたり、敷地北側の歩道沿い「こども園出入口」から敷地内に入っただきます。園舎には現在の保育所と違い、エントランスを設けています。2点目は、このエントランスと園庭の両方を見通せる位置に職員室を配置し、安全管理を図ってまいります。3点目は、エントランスの近くに調理室を配置し、保護者の皆さまにも送迎時等に調理の様子を見学いただけるようにしています。4点目ですが、調理室横にランチルームを設け、ここで、3～5歳児が順番に給食を食べます。調理室の隣にランチルームを設けることで、子どもたちが調理の様子を見ることはもちろん、調理員も食事をしている子どもたちの様子を確認しやすいような形で配置しています。保育室については、1階に0～2歳児の保育室を設けており、0～2歳児は各保育室で給食を食べます。2歳児室横の多目的室は、名前のとおり多目的に使用するのですが、延長保育や土曜保育の時に可動間仕切りを開放し、2歳児室と一体にして利用していくことも考えています。

次の頁、左側の図面の2階部分をご覧ください。5点目ですが、3歳児以上のお子さまが日々の生活の中で自然な形で異年齢交流ができる環境を整えるため、3～5歳児室は同一フロアに配置し、隣り合う部屋の壁は可動間仕切りとして、必要時には部屋を広げて交流するような運営も考えています。また、避難経路について、2階から3歳児以上の150人を避難させるため、経路は3か所を確保しています。3～5歳児は遊戯室でお昼寝をします。園庭については、地上の園庭だけでなく、西側にも遊べるエリアを設けており、様々な場所で遊べる環境にしています。

資料の右側の図面の屋上部分をご覧ください。津波対策について、これまで多くのご意見をいただいておりますので、原則は水平避難ですが、水平避難ができない場合も想定し、2階屋上を一時避難場所としても活用できるようにし、園舎東側に常用としても使用できる園庭から続くスロープを設置しています。

次の頁をご覧ください。一番上の図が西側から見た立面図、上から2番目の図が北側から見た立面図となります。一部3階建てのように見える部分は屋上への階段室です。左下の図が前の頁の平面図において、Aのライン、東西の線で切り取った断面図、右下の図がBのライン、南北の線で切り取った断面図となります。そこに記載のある2階の屋上避難場所の高さは地上から7.6mとなっています。

図面についての説明は以上ですが、今後の予定につきましては、本日のご説明の後、いただいたご意見等を踏まえ10月末に基本設計として固め、実施設計に着手する予定としています。外構を含めた園舎周辺整備につき

ましても、今後景観にも配慮し調整を進めてまいります。

基本設計の説明は以上です。

(事務局伊藤) 認定こども園の運営について説明いたします。

9頁をご覧ください。「1 名称等」ですが、名称は(仮称)市立西蔵認定こども園です。幼保連携型認定こども園として公立で建設します。設置場所は、西蔵町市営住宅敷地を利用したものとなっています。運営開始は平成33年4月を予定しています。10頁をご覧ください。「3 定員数」の「(2) (仮称)市立西蔵認定こども園」の定員は、1号認定(幼稚園部門をご利用される方)が90人、2・3号認定(保育所部門をご利用される方)が96人の合計186人です。

16頁をご覧ください。来年4月に市立精道こども園の運営が始まります。西蔵と精道は共通する部分がありますので、こちらの精道こども園の要覧を用いて説明をしたいと思います。「4 入園申請書受付等主なスケジュール」につきましては、これは来年4月からの入園者、精道こども園での受付スケジュールですので、2年後、西蔵に関しての受付方法は若干変わる可能性はありますが、おおむね10月1日から配布を開始して、まず1号認定と呼んでいる幼稚園部分から受付が始まり、その後、保育所部の受付があるという形で4月を迎えていく流れです。

「5 職員配置」につきまして、まだ、詳細は決まっていますが、認定こども園に必要な配置を行います。保育教諭につきましては、国基準を上回っている保育所の配置基準と同じ基準で実施してまいります。

「6 保育時間」につきましては、2・3号認定の保育所部については、今、市立保育所でやっている内容と全く変化はありませんが、1号認定の方については若干時間が変わってまいります。現在、午前保育の日と午後2時半までの日がありますが、月曜日から金曜日まで9時から13時半という流れになってまいります。

「7 1日の流れ」につきまして、認定こども園として特徴的なことは、9時以降にクラス活動を行いますが、1号認定と2号認定で区別がなく、混合クラスになることです。幼稚園として利用されるクラス、保育所として利用されるクラスといったクラス編制は行わず、1号認定と2号認定が混ざったクラス編制の中で活動してまいります。給食についても、一緒に食べます。給食を食べ終えた後、1号認定は13時30分で降園するお子さまと預かり保育を利用するお子さまに分かれますが、預かり保育を利用するお子さまは2号認定のお子さまと一緒に活動します。基本的に1号認定、2号認定の区別なくお過ごしいただくのが認定こども園の原則でございます。

「8 年間行事予定」ですが、認定こども園ですので、今、市立幼稚園でやっている行事、今、市立保育所でやっている行事がそのまま引き継がれる部分もありますが、認定こども園ということで異なってくる部分もありますので、また詳細については保護者の方に説明させていただきながら、ご理解いただきながら進めていきたいと考えています。

「9 費用(保育活動等により変更となる場合があります。)」について、まず保育料ですが、市民税所得割額に応じて1号認定、2・3号認定の方それぞれご負担いただくということで、これは今と変わりありません。

給食費については、1号認定の方については変わってまいります。市立幼稚園を利用されている方は、お弁当もしくは午前帰りですので基本的に給食費というものはありませんが、今後、認定こども園で給食を食べていただきますので月額4,600円をご負担いただくということになります。2・3号認定の方は、保育料に含む、もしくは月額800円の主食代のみご負担いただくということで、副食費については、3から5歳児の方は保育料に含まれていますので新たなご負担はないということで今と変化はないということです。

その下の表ですが、保育料、給食費以外の物品費等ということで、1号から3号認定のお子さんに共通するものです。年齢ごとによって内容と金額は変わっていますので、詳細はそれぞれの年齢に応じたところを参照いただくということでお願いしたいと思います。金額、内容は現時点での予定ですので、実際のところに変更される場合があります。その場合はご説明させていただきますので、ご負担をお願いしたいと思います。

また、この表の欄外に給食費、物品費等について、一定の所得階層以下の場合、補足給付制度というものがありますので7頁をごらんください。

補足給付について記載しています。一定実費についてはご負担いただくのですが、一定所得以下の世帯につきましては、その部分について補助することを補足給付制度と呼んでおり、内容などについては、表のとおりとなっています。幼稚園部のお子さんについては、C1階層と呼ばれる階層ということで推定年収として約360万円程度の年収の方まで、また、保育所部のお子さんについては、C2階層ということで約400万円程度の年収の方まで補足給付ということで補助対象になっています。

19頁をご覧ください。まず一番上の「10 預かり保育」ですが、これは認定こども園のうち1号認定つまり幼稚園部をご利用されているお子様がご利用いただくものです。

実施内容については、5つの区分に応じてそれぞれ分かれていますのでそれぞれの保育料のご負担をお願いしたいと思います。市立幼稚園をご利用

用いただいている方でしたら、現在、幼稚園では表のうち、A区分とE区分のみとなっています。料金も異なっていますのでご確認願います。

表の欄外に必要な事項を記載しています。1つ目の「※」ですが、利用月の前月までに申請書で利用申請を申し出てください必要があります。2つ目の「※」ですが、B、C、Eの区分の方については、別途給食費230円のご負担をお願いします。3つ目の「※」ですが、各区分内の利用時間が、わずかな時間であったとしても、表のとおり金額をご負担いただきます。4つ目の「※」ですが、預かり保育は、土、日、祝日、代休日、年末年始については実施はありません。5つ目の「※」ですが、1か月当たり15日までのご利用となりますので、16日以上のご利用は基本的にできませんのでご理解のほどお願いしたいと思います。

次に「11 延長保育」ですが、認定こども園のうち保育所部のお子様について、18時から19時を中心とした延長保育を実施します。内容につきましては、現在の市立保育所で実施している内容と変更ありません。

最後に「12 その他」ですが、先ほど和泉からも駐車場・駐輪場の整備の状況を申し上げましたが、駐車禁止等々の交通法規は遵守いただきまして、マナーを守ったご利用をお願いしたいと思います。また、場合によりましては、ルール決め等々はまた検討していく必要はあるかと考えています。

運営面の説明につきましては、以上です。

(市 民) 示されている日程どおりに進んでいくのでしょうか。この日程よりも遅れると、子どもたちの入園が遅れることとなり困りますが、その辺りはどうでしょうか。

(事務局和泉) 建物の建築スケジュールのご心配かと思いますが、予定では余裕を持ったスケジュールを組んでいます。工事につきましては、工程の中で延びることがあったとしても、それをきちんと吸収できるような期間を設定していますので、開園の時期については平成33年4月をきっちり守っていくということでご安心いただきたいと思います。

(市 民) 伊勢幼稚園の卒園児の保護者です。下の子がおり今2歳で次3歳になるのですが、一番過渡期に通う子になります。あと1年待って、伊勢幼稚園に行き、それから西蔵認定こども園に通わせるか、それとも精道幼稚園に行くか、それとも保育園に行くかと。今、過渡期でこの予定が狂ってしまえば困りますので、今いろいろとこのような説明会に行かせていただいて、たくさんの方の意見を聞いて、来年度の4月に何をどういうふうに進んでいくのかということと説明会にも積極的に参加しています。

気になったことは、私たちは芦屋市の公立の保育で子どもたちを育てていただいて、とても大好きで、可能ならあのまま伊勢幼稚園があったらなと思っていた者です。ですので、できることなら最後まで1年でもいいから伊勢幼稚園に通いたいという気持ちがあります。年少で入園し、幼稚園の最後を迎えて西蔵に行く子たちになるのですが、今資料を見ると、人数などもどちらかというところ、精道の定員は保育園部が多く、幼稚園部が少ないです。西蔵に関しては、幼稚園部が多く、保育園部が少ない。なぜこのような内訳にされたのでしょうか。

実際、西蔵の認定こども園に幼稚園部がそこまで行くのでしょうか。最後の1年だけ伊勢幼稚園に行く子はなかなかいないと思います。今の状況であれば、平成32年度の最後の1年だけ行って西蔵に行きますという子がどれだけ出てくるのかなというのはすごく不安です。実際行かせたいとは思っているのですが、そこで最後の保育を何人で受けるのかというときに、西蔵のこども園にどれだけ魅力があるのか。最後の伊勢幼稚園をどれだけ充実した1年を過ごせるのかというのがとても重要になってくると思います。

私も働き出したのですが、幼稚園の延長を利用していけるのかと思うところ、短時間の保育園に入れたほうがいいのかと思うところがあるのですが、この幼稚園部の延長に関してですが、午後の部の預かり保育はあるのですが、朝は午前9時からですよね。そこがもう少し早くなれば幼稚園で対応できるお母さんというのはもっとふえて、伊勢幼稚園に行って、次に西蔵のこども園に行こうと思えば、また、そこで幼稚園の教育が受けられるなら行こうと思う方がいらっしゃると思います。この世代で働いていこうと思う方は、短時間勤務、パートの方がほとんどだと思いますので、この延長の時間に関して、9時以前も対応していただけたら大分伊勢、西蔵に行く幼稚園部の子どもも多くなってくると思うのですが。

(事務局伊藤) まず、精道と異なり西蔵の1号幼稚園部の定員が多いことですが、西蔵は伊勢幼稚園と新浜保育所、精道は精道幼稚園と精道保育所を統合する形をとっており、どの程度の利用が見込まれるかといったところを踏まえた定員設定になっていますので、十分見込める人数という判断をしてこのような定員設定をしています。

次に、認定こども園での朝の預かりについてですが、基本的に幼稚園部のお子さんについては幼稚園利用ということになってまいりますので、朝を延長していくと、保育所部門の利用の保護者さんの受け入れ枠として拡大となってまいります。

そうなりますと、本日は数字として持ち合わせていませんが、幼稚園部門として認定こども園の幼稚園部門を利用したいというニーズがございま

すので、朝も延長し、夕方も例えば18時まで延長していくということになってきますと、そういった保護者の方が本来保育部門をご利用いただく保護者の方とだんだん混在し、ニーズに応えられないということが出てまいりますので、そういう朝の利用が必要、夕方の延長が必要な方には保育部門のほうの御利用をしていただきたいと思いますと考えています。

1号として幼稚園部門のご利用を考えている方がきちんと利用できる形を芦屋市としては確保していきたいと考えていますので、なかなか朝を延長していくとか、夕方も16時半は短いというお声もあるとは聞いておりますが、そこをさらに延長していくというのは、今の時点では難しいと考えているところです。

(市民) 今の幼稚園ではなくて、今回の伊勢幼稚園に関しての話です。伊勢幼稚園の最後の1年に少しでも多く入園し過ぎて西蔵のこども園に行くことができるようにと思うことから申し上げたのです。最後の1年にどれだけの子が来るのだろうと考えると今の状況であれば少ないと思います。1年だけ過ごし西蔵に行くとなるとやはり少ないですね。そのときに、伊勢幼稚園は朝も預かることによって、西蔵にこども園ができるので、伊勢のメリットがふえるといいなというところがあり、そこでパートでも伊勢幼稚園に入れて、翌年、西蔵ができたときに保育園部で入れたらいいなと思っているような人が、この近くで保育園に入りたいけども、保育園は今入れない状況があるのであれば、あと1年、伊勢幼稚園で入れるなら、伊勢で入りたい。伊勢で朝でも少しでもそういうものがあれば、伊勢幼稚園に入って、最後の1年は保育園部の西蔵に行ってもいいなと思う人は多いと思います。

(事務局伊藤) 少しでも伊勢幼稚園の利用者がふえて、西蔵にというような魅力を増やすために朝をとということですが、もし伊勢幼稚園の朝を早めてということであれば、西蔵に行ったときに2号認定に変わるということになりますと、基本的には新浜保育所からの定員枠分を西蔵に確保するということですので、さらに伊勢幼稚園で例えば4歳でおられた方が2号に変えて受け入れられるという定員設定ではないのです。

基本的には、仮に伊勢だけでやるのがいいのかどうかもありますし、それが単年度だけでいいのかどうかというのがありますし、魅力のところについては、教育委員会で伊勢幼稚園に限らず魅力を高めていくという取組は力を入れていきますので、預かり保育の時間を延長するということが魅力発信ということも一手かもしれませんが、なかなか難しい面がありますので、それ以外の部分では、もちろん伊勢を含めて幼稚園の魅力を高めていくという取組は、これに限らず考えていく必要はあるとは思っています。

(市民) スケジュールについてですが、西暦で言いますと2021年4月にオープンなのですが、逆算して建物の完成がいつなのか、そして建物の工事が始まるのがいつからなのか、市営住宅の撤去はいつなのか、それから入札ならば入札はいつなのか。また、こども園の設置の条例、精道の場合は条例化されていますけれども、西蔵についての設置の条例はいつなのか。まず、そのところを教えてください。

2点目ですが、西蔵こども園の位置づけですが、当初は新浜保育所と伊勢幼稚園を西蔵こども園に引っ張ってくるということかと思いますが、その後、市の計画が変わりまして、伊勢幼稚園の跡地については、西蔵こども園ができた1年後に150人規模の民間のこども園をつくりますよね。そうなりますと、西蔵こども園というのは、実は保育部門は新浜保育所、そして新たに幼稚園部門ができるのかなという認識をしているのですが、その辺りのところも教えてください。

(事務局和泉) まずスケジュールに関してですが、基本設計が終わりまして、今後実施設計に入っていく形になります。市営住宅の解体工事が始まってから新しく建物を建てるという順序にはなるのですが、まだ市営住宅に入居されている方がいらっしゃいますので、その方が順次高浜町のほうに転居されてから解体工事になります。

計画としましては、大体解体工事が来年度初め辺りで、取りかかってから終わりまして、その後、いろいろな準備等も踏まえた上で、平成31年の秋ごろぐらいから建設に着手ができたかと考えています。これも、いろいろな手続等がまだ終わっていませんので、あくまでも見込みという形にはなるのですが、平成31年の秋ごろから工事が始まり、平成33年3月末には完成していないといけないのですが、余裕を見て1～2か月程度早く竣工できればと思っています。

ただ、先ほども申し上げたとおり、工事につきましては若干期間がかかるということなども想定されますので、余裕の期間というのでも吸収されてくるかもわかりませんが、余裕を持った形のスケジュールを組んでいます。

あと、議会のほうでの条例の手続きにつきましては、平成33年4月に開園ということになりますので、平成32年度中という形にはなっておりません。詳細についてはまだ細かくは決まっていないというところです。

(事務局伊藤) 西蔵に新たに幼稚園部門を設定する形なのではないかということにつきましては、元々は新浜保育所と伊勢幼稚園を統合してということしかありません。視点を変えれば、新浜を西蔵に持ってきて、そこに幼稚園定員をプラスしたように見えるということなのですが、それは、考え方と時間軸との前後関係がありますが、伊勢幼稚園のところに民間誘致をしてくるのは伊勢幼稚



園の敷地をどういった利用をしていくかというようなところは当初未定ということで、新浜保育所と伊勢幼稚園を統合するという形だけだったのですが、いろいろなご意見や状況等も踏まえて、伊勢幼稚園の跡地に民間誘致して待機児童対策に利用していくということを説明させていただいたということで、今回、西蔵については、あくまでも伊勢と新浜を統合した認定こども園を新設するというので、西蔵に公立として新たな幼稚園部門の定員設定を付加したという形ではございません。

(事務局岸田) 市立伊勢幼稚園と市立新浜保育所を西蔵で統合するということです。

(市民) 当初はそういう計画でしたけども、市議会からの要望を市が受け入れて、伊勢幼稚園跡も廃園したままではなく、定員150人規模の民間の幼保連携型認定こども園にするのですよね。ですから、臨港線沿いの伊勢幼稚園跡にも幼保連携型の認定こども園ができ、また、海技大学の隣にもでき、2つここにこども園ができるのですね。その部分について当初の考え方が変わったでしょうと聞いているのです。

(事務局伊藤) 考え方は変わっておりません。あくまで公立としての定員枠をふやすことはしておりません。伊勢幼稚園の敷地利用で、そこに民間を誘致してくるということをしているということですので、西蔵については、あくまで伊勢と新浜を統合するというので、1号認定の定員枠について新たにプラスしたということではありません。

(市民) きょう、昼から精道幼稚園で精道こども園の説明会があり、50～60人のたくさんのお母さん方が参加されて話を聞かせていただきました。

東大阪市立のこども園がこの4月から開園しているのですが、その保育士の方と保護者の方を呼んで芦屋のお母さん方とトークをしたのですが、そこで出てきた問題点ときょう精道幼稚園で出された意見というものがものすごくダブっているのですね。

1つ大きく感じましたのは、結論的に言うならば、こども園というのは幼稚園でもないし、保育所でもない。そのところ、はっきりして選択しないといけないということを思ったのですね。これまでの幼稚園のイメージを持ってこども園に入ったら大変な目に遭うし、これまで保育所でいい思いをしていたのに、入ったら裏切られるというのか、そういうことを私は今の段階で思っています。

きょうも精道幼稚園で出された中で、降園時間が2時半だったのが1時間早くなって1時半になったので何とか2時半にならないかという発言がお母さんからありましたけれども、国のこども園の制度の枠組みで1号認定というのは、幼稚園児は4時間という枠組みがあり、市もそうせざるを得ないと

ということから来ているのですが、幼稚園とこども園における幼稚園部門、それだけとっても利用者にとっては少し異なるというのがありますよね。

それから、意見では出ませんでした。精道幼稚園PTAのアンケートを見せてもらいましたが、幼稚園児さんというのは夏休みが長く1か月超ありますよね。運動会がすぐ10月に控えており、例えば、竹馬の練習は、保育園児は夏休みもありませんから一生懸命練習できるのですが、保育園児さんが夏休み期間中に練習すると、夏休み明けの幼稚園児と足並みが崩れるということで、これ東大阪の話をもっと具体的に聞いたのですけれども、程々にしないといけないということがあります。本音を言えば、保育所部から見れば不満が残るということ。

ですから、市役所もいろいろと努力をされると思うのですけれども、幼稚園の機能もありますよ、保育園の機能もありますよという宣伝はおやめになったほうがいいと思うのです。もちろん、今後改善の方向で、新しい第三の施設として改善の方向は、芦屋市も努力しないといけませんし、親御さんも努力しないといけないと思うのですが、今の段階では第三の施設だという点を私は意見として持っています。

最後に、大事な問題ですけれども、ここはこの前の9月の台風の時にもここ浸水したのではないですか。西側の福祉センターあたりは川のように流れましたよね。私、動画を見て大変驚きました。ここはそういった意味では、防災マップでも明らかになっているわけですね。また、地震も来ると。確かに避難所が3階につくられています。地震となれば、断水とか停電とか、あるいは建物が崩壊するとかということで、水平に北のほうに逃げないといけない可能性もあると思うのです。

私が言いたいのは、東日本大震災では大川小学校で県と市が14億円以上の賠償を裁判所が認定したでしょう。大川小学校の建っているところはハザードマップでは津波は来ないところになっていたのですよ。ところが、裁判官がどう言ったかと言いますと、教師が独自にハザードマップの信頼性を検討すべきだったというところまで言っているのです。

西蔵の場合は、ハザードマップがあるわけでしょう。ここに建てるということは、これは万が一あつてはならないと思いますけれども、何かあった場合は、行政の責任はものすごく問われると思うのです。命の問題ですから。結論的に言いますが、今回の台風の防潮堤などの問題で国、県が被害調査に入っていますけれども、今、検討中だと言われていますね。ですから、それを踏まえて西蔵こども園を建設するのか、しないのか。今までどおりに進めていくのではなくて、今回の台風の状況を踏まえて立ちどまるべきではないかと、これは強く言わせていただきます。

(事務局伊藤) 認定こども園というのは幼稚園でもなく保育所でもない施設なのだという認識が必要だというお話ですが、ある面そういったところはございます。認定こども園というのは、保護者の方の就労条件が大きく違う方が1つの施設を利用していただきますので、行事のあり方1つとっても変わってくるところはございます。

しかしながら、それは子どもにとってマイナスになるとか、影響するとかということはもちろんございませんので、幼稚園、保育所のよさというところは両方を兼ね備えた教育保育は実施していきますので、認識としてはおっしゃるとおりの部分はありますけれども、子どもさんがご利用いただくに当たってマイナス面というものはないと考えています。

夏休みの過ごし方というところについて、保育所のお子さんは今までの過ごし方をセーブしないといけないというふうなところがあるのではないかとおっしゃっていましたがけれども、決してそのようなことはありません。今でも幼稚園のお子さんは、夏休み期間を家庭で過ごし、その中で一定成長して9月を迎えて、幼稚園をまた利用再開されていますので、家庭で過ごされている間は成長がとまっているということではなく、家庭は家庭の中で教育保育はされて成長され、保育所のお子さんは保育所の中で過ごされて、9月を迎えて成長して、また一緒にしていくということですので、決してその部分について、保育所部門を利用されている認定こども園のお子さんが先に行くと、幼稚園のお子さんの発達や成長が遅れる、教育が遅れることは全くありません。その点は、今、幼稚園と保育所の施設が分かれている中でそういう状況もありませんので、一緒になったとしてもそういったことはありません。

(事務局和泉) 浸水被害についてご心配の意見をいただいたのですが、確かに東日本大震災の件とかいろいろありますが、こちらにつきましては、事前にハザードマップ、浸水地域であるという情報もわかっていますし、また、台風21号の件でも、どこまでどういう経路で水が来ているかということも防災安全課のほうにも確認しまして、どこが危険かということも事前に把握しています。そういったところから、きちんと安全に避難をするという計画を立てることで、しっかり子どもさんの安全は守っていきたいと考えています。

この場所が危険なので建てるのがどうかというご意見を前の説明会からもいただいているところですが、やはり危険であるからこそ、しっかり避難計画を立てて、対策を立てるところが重要であると思っておりますし、また、こちらの地域につきましては、一定数、子育て世代の方もいらっしゃいまして、施設が必要であるという地域でもありますので、しっかり対策を立てて、計画を持って、お預かりする形で進めたいと考えています。

(市 民) こども園敷地に隣接して住んでいる者です。今もう市営住宅には、お年寄りしかおらず、子どもとかが全然いないのですごく静かなのですが、180人のお子さんがこども園でお過ごしになるとなれば、一体どれぐらいの音とかどのような感じになるのかというのが全然わからないのですが、例えば何時から何時まではこれぐらいといったデータみたいなものはあるのでしょうか。

(事務局和泉) 音に関するご質問ですが、実際にお子さんたちが、例えば、一斉に186人が園庭に出て、大声を出すというのは少し考えにくいと思います。運動会などいろいろなイベントの際にはそういうこともあるかと思いますが、通常の生活の中では、室内で保育教育を受けたり、順番に園庭に出て遊んだりといった形になろうかと思っています。ただ、何デシベルといった数値的なものについては、今の段階ではなかなか測りにくいものでもあります。音を全く消すことはできませんので、一定、音の部分につきましては何かしらの配慮ができないか、運営面についても、そのような形で考慮できないかということも含めて考えていきたいと思っています。今の段階ではどれだけの量の音が出るかというところまでのご説明ができない状況です。

(市 民) ここにこども園が必要だというのはすごくよくわかります。あそこにこども園ができることがすごく嫌であるとか全然そのようなことはないのですが、長くあの地域に住み続けたいと思っており、住んでいるうちに、その施設の方々とも、お子様ともトラブルになりたくないのです。うまくやっていきたいと思っています。

今はお年寄りの町みたいになっていますので、小さいお子さんが多くいらっしゃることは、にぎやかでいいとは思いますが、何かの際にトラブルで苦情を言いに行きたくはないのです。お子さんに静かにしてくださいとか、教育をしていく上で、近所に迷惑だからみんな静かにしましょうといった感じで何かこの施設に来たらみんな静かにと言っているみたいにお子さんが思うようなことには全然なってほしくないと思っています。お子さんは、この地域に来たらすごく楽しいと思って過ごしてほしいのです。

ですので、建てる際に、例えば塀をつくるなど何らかの対応をすることができるのであれば配慮願えませんでしょうか。例えば、43号線沿いなどでも多分うるさいとは思いますが、普通に住んでらっしゃいますよね。何らかの処置をしておられると思うのです。近所の人とも地域ともみんなうまくやっていきたいと思っていて、お互いにいらいたくないのです。建設するときに、みんながストレスにならないような何かいい方法はないのか会社の方にお考えいただいたらどうかと思います。言いたいことはそのことだけなのです。建って、お子さんが入って楽しく過ごしているところに苦情の電話

はしたくないですし、電話をされた方も、またその間に挟まって管理される施設の担当者もすごく困ると思うのです。私はそのような電話をすることは無いと思いますが、建設する時点で何らかのいい方法があれば、おそらくお金がかかることになるのだらうと思うのですけれど、この施設が長く芦屋にあって、たくさん子どもさんが通い、若い世代の人たちが芦屋に住みたいと思えば、どんどん入ってきていただかないと、芦屋市はどんどん高齢化していきます。私の家の周りも若い人は誰もいない状態になっていますので、若い人があそこにこども園があるから芦屋に住みたいなど思っていたら、

近隣とトラブルにならないように現時点で工夫なり、お知恵を拝借して建物を建てていただければありがたいなと思っています。

(事務局和泉) 音に関しては非常に対応が難しい部分もありまして、壁で囲ってしまうというのもお子さんにとってどうかということもありますし、壁をつくれば音が全部消えるのかとなれば、それもなかなか保障できるものでもございません。

ですので、今のところ消音という形での対策というのは非常に難しいのですが、一定、園の周りには植栽を多く使うとか、境のところについては、そういう形で少しでも対策できないかと考えています。それでどこまでご満足いただける結果になるかはわからないところですが、敷地の周りには木を植えるような対策は考えています。

(市民) 先ほど、本当にスケジュールどおりにいくのかという質問や、もう少し立ち止まるべきではないかという意見もありました。

どうしてこんなに急ぐのでしょうか。子育て支援の場所ができることとか、公立でやっていただくのはうれしいのですが、老人の施設も併設するとか複合施設にできないのかという意見も出ていますよね。

子どもにとってマイナスにならない、これが最善の利益だと市は言われますが、実際今できているこども園が2つありますよね。そこで起こっている問題がどういう問題点で、それを解決するには、こういうところが必要であるということが出てきてからやったらいいのにとつくづく思います。

伊勢幼稚園にしても、トイレをきれいにしたところですし、潰してしまうことはないのではないかなと思うんですよね。どうしてこんなに急ぐのというのが私としてはすごく不満です。

それと、幼稚園と保育所の子どもたちが一緒になることは、それはそれでいいのですけれど、幼稚園部の子どもは9時からしか受け入れないであるとか、1時半に絶対お迎えをというような、その辺りも何か杓子定規であり、また、途中から働くようになったらそういうことにしても全然柔軟ではなく

すごく窮屈だなということを思いました。また、1か月当たり15日までの利用制限が預かり保育にはあるのですが、どうして15日までしか預けられないのかなと思います。

(事務局伊藤) 預かり保育の日数につきましては、もし16日以上預かり保育を使う必要があるような、働き出したとかいうことであれば、認定変更という手続を行っていただいて、就労している旨について証明いただければ、2号認定に移っていただいて、必要な時間、施設をご利用いただけますので、何も1号認定で固定的にずっといないといけないということではありませんので、もともと就労していなかったけれども就労して働き出したため施設の利用時間が長く必要であるということであれば、この手続を踏んでいただければ、そういった形で認定こども園をご利用いただける施設となっていますので、施設として幼稚園・保育所単体よりも非常に柔軟性が高い施設ではございます。

もう一点の、いろいろ課題が2つの認定こども園から出ているので、もう少しその辺りの整理をした上で急ぐ必要はないのではないかなというところにつきましては、急ぐ必要はあると思っています。それについては、もちろん、いろいろな課題の中でも、特に待機児童の解消に向けては、しばらく1年、2年待ってくださいという訳にはいきませんので、できる限り早く取り組む必要があり急ぐ必要があるということで、これが早いのか遅いのかというところはあるとは思いますがそれでもできるだけ急ぐ必要はあると思っています。

(市 民) 認定こども園は待機児童の解消のためではないとこの前の精道こども園の説明会の際におっしゃったではないですか。

(事務局伊藤) 公立の認定こども園で直接の待機児童解消のための定員枠は持たないですということで申し上げます。あり方の枠組みの中で認定こども園がありますので、直接的な待機児童の枠組みは持ちませんが、そのあり方の中では待機児童解消に向けた取組をしますので、認定こども園は、広い意味で行けば待機児童対策の1つにはなりますけども、直接の枠は持ちませんよということです。公立施設では直接の枠は持ちませんので、認定こども園は定員数がふえませんが、そのときにご指摘いただきましたけれども、直接そういう枠を持つものではないからとご説明させていただきました。

(市 民) もう一回聞きますが急ぐ必要は何ですか。あの計画を計画どおり進めるためですか。

(事務局伊藤) あり方を進めるためには、直接的には、待機児童を解消するためには、施設を誘致するなどして定員枠を確保する必要があります。それをするためには、限られた資源を、どういうふうにも有効活用していくのかといったところと合わせて考える必要があります。さらに、教育保育の質を高めていくとい

ったところもあります。その中で認定こども園としては、2つの施設を1つに統合する中で、建物としてのコストであるとかそういった部分の効率化が図れますし、教育保育を推進するための中核施設としての役割を担うための施設整備という観点もあります。

ですので、待機児童対策は喫緊の課題で待ったなしの状況ですけれども、それを進めるために限られた資源を有効活用するなどというふうな観点からは、認定こども園整備がどうしてもセットで必要ですので急ぐ必要はあるということなのです。待機児童対策のために、お金でも資源でもふんだんに幾らでも単純に投入すればいいということだけであれば、それはそれで進めていけばいい話なのですが、どうしても限りがありますので、それを有効活用するためには認定こども園整備もセットで行う必要があるので、急いで取り組む必要があるということです。

先ほどいただいたご質問の中で施設のいろいろな利用方法として、老人施設などとの併設はというようなところがありましたが、西藏のこども園は敷地が確かに広いというところがありますが、繰り返しになりますけど、喫緊の課題として待機児童対策の取組が必要ですので、老人施設を併設するというようなところまでは、今回の取組で考えるのは難しいというようなところだと思います。もし万が一、今後、子どもがかなり減ってきたとかいうふうなときに、この施設の有効活用の方法の中では、もちろんいろいろな使い方というのは考えていく必要は出てくる可能性はあるかも知れませんが、今のところそういうようなところは全く考える状況ではありませんので、まずは認定こども園として子どもさんが広さを活用した活動で育っていただけるように取組を進めていくように考えています。

(市 民) 今の待機児童の問題について少し確認させてください。

公立の精道こども園と西藏こども園については、いわゆる待機児童解消にはならないということですね。

例えば、新浜保育所が今、定員数が100人でしたか、今度の西藏の場合は保育園児が96人で逆に減っていますよね。それから、精道保育所は若干ふえるのですね。ということで、公立のこども園では待機児童はそんなに多くはふえませんが。

しかし、浜芦屋町のハートフル福祉公社の跡地に80人規模の認可保育所ができます。それから、伊勢幼稚園の跡地にもこども園の中に保育部門を新しくつくりますよ。また、朝日ヶ丘幼稚園は潰すけれども、そこに200人弱規模のこども園をつくりますよ。そこには保育部門もありますよ。その今言った民間の部分で待機児童を解消しますよという、こういう意味ですね。

(事務局伊藤) 直接の定員枠をつくるという意味の待機児童対策というお話であれば、おっしゃるとおりです。

(市 民) 意見ですけれども、例えば朝日ヶ丘こども園の地下駐車場19台分をつくるために、芦屋市が2億1,000万円出してまで、何が何でもこども園をつくる必要はないと私は思いますし、国の子ども・子育て支援法にも、親御さんが保育所か、幼稚園か、こども園か、選べるよう選択の幅を広げなさいと国の法律に書いているのではないですか。

そういった意味で芦屋市の現状というのは、地域によってはこども園しか選択できないことになりかねないではないですか。精道保育所も無くなり保育所もだんだん減っているのでしょうか。

(事務局伊藤) おっしゃられた幼稚園、保育所、認定こども園のバリエーションを広げなさいというふうなところについては、私は存じ上げません。認定こども園であれ、保育所であれ、幼稚園であれ、同じ教育保育を提供していく施設ですよということが今回のいろいろな改正の中では示されていますが、市民の方がどれも均等に使えるような施設整備を進めなさいよというところは存じ上げません。

(市 民) 子ども・子育て支援法の1条か2条のあたりに載っていますよ。

(事務局伊藤) それは、おっしゃっているような趣旨ではないとは思いますが。

(市 民) 均等というのは書いていませんよ。しかしながら、選択肢の幅を広げるといふ趣旨の条項というのはありますよ。

(市 民) それと、幼稚園は3歳からしなさいというのもありますよね。

(事務局伊藤) しなさいというのはありません。

(市 民) 3歳からやったらいいよと国が言っているのではないですか。

(事務局岸田) それは学校教育法の中でも幼稚園は満3歳からと記載されています。

(市 民) この計画を私たちが聞いたときには、3歳から無償化になるといった話はなかったのではないですか。無償化の話が出てくると3歳から行かせたいという方がふえますよね。ですから、今の伊勢幼稚園で3歳からどうして受け入れてもらえないのですかね。

(事務局岸田) それはこの計画にありますように、伊勢幼稚園の3歳からのニーズについては、伊勢幼稚園が引っ越した後の敷地で認定こども園を誘致して、ここも無償になりますので、幼稚園部門のお子さんも3歳から行けるようになりますし、西藏の認定こども園にも行けるようになるということです。

(市 民) 4歳からしかない公立幼稚園には行かなくなりますから、自動的に単学級になって潰れるのを待っているということですね。

(事務局岸田) できるだけ公立幼稚園にも来ていただきたいです。



(市 民) 伊勢幼稚園の跡地に民間のこども園を誘致すると言われていて、なぜ伊勢幼稚園を残したまま3年保育ができないのですかと前に聞いたところ、3歳児を受け入れる施設ではなくて、4歳、5歳の子どもたちが過ごすような構造になっているからと言われたのですが、精道幼稚園が今改修されてこども園として運営できるのであれば、どうして伊勢幼稚園も改修工事をして3・4・5歳児を受け入れないのかなと、その辺りが少しひっかかるのですが。

(事務局伊藤) こういう説明会の中で、幼稚園を改修して保育部門のお子さんも受け入れていってはどうかというような話の中で、3歳児に適さないのではなくて、保育部門のお子さんも含めて低年齢児から受け入れる施設としては、今の幼稚園は施設としては適切ではないということなのです。給食設備もなく、ゼロ歳、1歳、2歳のお子様を過ごせる設備でもありません。また、先生や子どもの動く線といいますか動線が予定されていません。そこに後づけで増設しても活用しにくい施設になりますので、ということで説明いたしました。

ですので、3歳児の方が過ごすのに適さない施設だからということではなくて、保育部門として過ごす施設ではない。低年齢児から、給食設備がないからということで利用できる場所ではありませんということで申し上げます。

(市 民) 公立幼稚園が3歳児からしない理由は、民間の幼稚園の経営を圧迫するからと言っていたのではないですか。今の伊勢幼稚園がなぜ3歳からしないかという単純な質問ではないですか。

(事務局伊藤) 先ほどの方がおっしゃられたのは、3歳児が動きにくい施設だからということではなくてというその部分についてご説明いたしました。

(市 民) 公立幼稚園が8園あり、単体の幼稚園が残るのは、北から西山幼稚園、岩園幼稚園、小槌幼稚園、宮川幼稚園、潮見幼稚園この5か所が幼稚園として残りますね。この5園は、4歳、5歳しか見ないわけでしょう。それで何回も説明会の中で、私も含めて、3歳から幼稚園で受け入れないのですかということは何回も言っているのではないですか。有効活用できるのではないかと言うと、それに対する回答は、私立の幼稚園が芦屋には3園あり、その経営を圧迫するということでしょう。私以外の方が、そのような経営を圧迫するという次元の話ではないと。今は市民が3歳から公立幼稚園に入れてくれるわけなので、それを優先するべきではないかという意見を言ったが、それも平行線のまま本日まで来ていますよね。

そして、来年の10月から3歳以上の無償化というのが国の方針で出ていますよね。これも本当に実行していけば、芦屋の公立幼稚園が4歳、5歳しか見ないのであれば、3歳からやっているところの西宮や神戸へ行くことに

なる。だから、自然淘汰されて今残った5つの公立幼稚園はなくなりますよ。それはどう考えていますかということもまだ考えていませんというように先の説明会でもおっしゃっていました。先日、国の無償化という方針が出ている中で、芦屋市は何か具体的に考えていますかという質問があったではないですか。

(事務局伊藤) 無償化について、芦屋市としてどういう取組をするのかというところについてはまだ詳細なところも出ていませんし、ということでは申し上げましたが、3歳についてとか、今おっしゃったようなところについて私はまだ何も考えていないとは言っておりません。

(市民) 3歳から考えていただいているのですね。

(事務局岸田) 幼稚園の3歳保育という意味では、これまでもご説明しておりますとおり、無償化も含めて、まずこの今お示ししている計画を一旦完成させて、その段階で必要な措置をとってまいりたいということをこれまでも申し上げていきます。

(市民) 公立幼稚園で3歳からやる予定も考えていますか。

(事務局岸田) 予定はありません。

(市民) 何度もそういう将来設計がいるのではないかという意見が出ていたのにいまだにないのですか。

(事務局岸田) 公立の3年保育の話は、今はありません。平成34年のあり方の計画の完成を待って、幼稚園も保育所もこども園も全部出て、無償化も実施されて、市民の皆様がどこをお選びになっているかということをよく見極めてから必要な対策をとっていきたいということです。

(市民) 来年10月から無償化が始まるのですよ。激しい競争が始まるのですよ。当然、3歳からやっている民間のこども園に行くだろうし、あるいは、精道こども園に行くだろうし、貴重な財産である5つの幼稚園についてまだ考えていないというのは如何なものかと思います。

(事務局岸田) 学校教育審議会でもそういう答申をいただいています。

(事務局田中) ほかにご質問はございませんでしょうか。

以上をもちまして、本日の説明会を終了させていただきます。